

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防人計（事）第366号
28.10.1
一部改正 防人計（事）第144号
29.3.31
一部改正 防人計（事）第386号
令和2年9月29日
一部改正 防人計（事）第153号
令和3年6月18日
一部改正 防人計（事）第49号
令和4年3月16日
一部改正 防人計（事）第145号
令和5年3月31日

事務次官
(公印省略)

分限処分実施要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

なお、分限処分実施要綱について（防人1第2123号。17.3.23）は、
廃止する。

添付書類：別紙

分限処分実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、隊員（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下「人事評価訓令」という。）第1条に規定する自衛官及び事務官等をいう。以下同じ。）に対する分限処分の実施の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施権者 人事評価訓令第2条第1項に規定する実施権者（同条第3項ただし書の規定により、別に定める者を含む。）をいう。
- (2) 能力評価 人事評価訓令第5条第3項の規定による定期評価における能力評価をいう。
- (3) 業績評価 人事評価訓令第5条第4項の規定による定期評価における業績評価をいう。
- (4) 全体評語 人事評価訓令第9条第3項（人事評価訓令第14条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。
- (5) 改善措置 要改善措置者を更正させるために任免権者（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第2条第2項に規定する任免権者をいう。以下同じ。）が行う措置をいう。
- (6) 要改善措置者 第4の規定により、改善措置を講ずることが必要であると認定された隊員をいう。
- (7) 判定会議 要改善措置者の要改善措置者認定解除、降任又は免職（以下「分限処分等」という。）について、任免権者が諮問する会議をいう。

(実施権者の責務)

第3 実施権者は、人事評価の結果、勤務の状況等により、勤務実績が不良である隊員を把握するとともに当該隊員を更正させるための指導（以下この項及び次項において「更正指導」という。）に努めなければならない。この場合において、実施権者は、当該隊員を監督する者の中から更正指導を行う者（次項において「更正指導者」という。）を指名して当該更正指導を行わせることができる。

2 実施権者は、指導記録（更正指導その他更正指導に関して必要と認められる事項の記録をいう。以下同じ。）を作成し、又は更正指導者に作成させ、更正指導が終了した日から起算して5年を経過するまでの間、これを保管するものとする。

3 指導記録は、隊員に対する分限処分の実施に関し必要な場合以外には使用してはならない。

4 指導記録は、公開しない。

(要改善措置者の認定)

第4 任免権者である実施権者は、次に掲げる隊員に該当する者を要改善措置者として認定するものとする。ただし、改善措置を講じないことが相当と認める場合には、この限りでない。

- (1) 直近の能力評価又は業績評価の全体評語が不十分な段階となった隊員
- (2) 直近の連続した2回の能力評価又は業績評価の全体評語がやや不十分な段階となった隊員
- (3) 直近の人事評価において能力評価及び業績評価が行われた場合において、直近の能力評価及び直近の業績評価の前の業績評価の全体評語がやや不十分な段階となった隊員
- (4) 直近の人事評価において業績評価のみが行われた場合において、直近の能力評価及び業績評価の全体評語がやや不十分な段階となった隊員

2 任免権者以外の実施権者は、前項各号に掲げる隊員の要改善措置者の認定について、当該隊員の指導記録その他勤務成績が不良と認められる資料を添え、任免権者に別記様式第1により上申するものとする。

3 前項の上申を受けた任免権者は、改善措置を講じないことが相当と認める場合以外の場合には、当該隊員を要改善措置者として認定するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、直近の能力評価又は業績評価の全体評語がやや不十分な段階となった隊員等、必要があると認める隊員にあっては、任免権者（当該隊員の任免権者以外の実施権者から、当該隊員の指導記録その他勤務成績が不良と認められる資料を添え、別記様式第1により上申を受けた任免権者を含む。）は、要改善措置者に認定することができる。

(要改善措置者認定通知書の交付)

第5 任免権者は、隊員を要改善措置者とした場合には、別記様式第2により要改善措置者認定通知書を当該隊員に交付するものとする。

(改善措置の実施)

第6 任免権者は、要改善措置者に対して、当該要改善措置者の実施権者（実施権者が当該要改善措置者の任免権者である場合を除く。）又は当該要改善措置者の職務上の監督者の中から指定した者を通じ、改善措置を実施するものとし、当該要改善措置者として認定されることとなった能力評価又は業績評価の評価期間の末日の翌日から起算して6月を経過する日までに終了するものとする。ただし、要改善措置者が改善措置開始後に心身の故障等により、治療又は療養に専念させる等の人事管理上配慮が必要となった場合には、任免権者は、当該改善措置の期間を延長することができる。

2 任免権者は、前項ただし書の規定により、改善措置の期間を延長され、当該延長された改善措置が終了した日を含む評価期間に係る能力評価又は業績評価が、分限処分の対象となる評価結果となった要改善措置者であって、当該延長された改善措置が終了した日を含む評価期間以外の評価期間における能力評価又は業績評価の全体評語が良好以上の段階となった者について、分限処分を行うべき特段

の事情のない限り、第8の規定にかかわらず、改善措置を再度実施するものとする。

- 3 任免権者は、前2項の改善措置を実施するに当たり、要改善措置者の行動事実等に係る記録を作成し、これを保管するものとする。

(要改善措置者認定の解除)

第7 任免権者は、第6の規定による改善措置が終了し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める隊員について、要改善措置者認定を解除するものとする。

- (1) 改善措置が終了した日を含む評価期間に係る人事評価において能力評価及び業績評価が行われる場合 能力評価及び業績評価の全体評語が良好以上の段階となった隊員
- (2) 改善措置が終了した日を含む評価期間に係る人事評価において業績評価のみが行われる場合 業績評価の全体評語が良好以上の段階となった隊員

- 2 任免権者は、前項の規定により隊員の要改善措置者認定を解除した場合には、別記様式第3により要改善措置者認定解除通知書を当該隊員に交付するものとする。

(分限処分等の実施)

第8 任免権者は、第6の規定による改善措置が終了し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める隊員について、判定会議に諮問した上で、分限処分等を行うものとする。

- (1) 改善措置が終了した日を含む評価期間に係る人事評価において能力評価及び業績評価が行われる場合 能力評価の全体評語がやや不十分又は不十分の段階となった隊員（業績評価の全体評語が良好以上の段階となった隊員を除く。）
- (2) 改善措置が終了した日を含む評価期間に係る人事評価において業績評価のみが行われる場合 業績評価の全体評語がやや不十分又は不十分の段階となり、かつ、直近の能力評価の全体評語がやや不十分又は不十分の段階であった隊員

- 2 任免権者は、前項の規定により行う隊員に対する分限処分等のうち、免職の処分については、自衛官にあっては現に任命されている階級より下位の階級の職務、自衛官以外の隊員にあっては現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職の職務を遂行することが期待できないことのほか、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 前項第1号に規定する隊員のうち、能力評価の全体評語が不十分の段階となり、かつ、改善措置が終了した日を含む評価期間に係る業績評価の前の業績評価の全体評語が不十分の段階であること。
- (2) 前項第2号に規定する隊員のうち、業績評価の全体評語が不十分の段階となり、かつ、直近の能力評価の全体評語が不十分の段階であること。

- 3 任免権者は、第1項の規定にかかわらず、要改善措置者が次の各号のいずれかに該当するときは、改善措置を再度行うものとする。ただし、再度行った改善措置が終了した日を含む評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語がやや不十分又は不十分の段階となったときは、第1項に定めるところにより、判定会議に諮問した上で、分限処分等を行うものとする。

(1) 第1項第1号の規定に該当する隊員であつて、改善措置が終了した日を含む評価期間に係る業績評価の全体評語が良好以上の段階となった者（分限処分等を行うべき特段の事情がある場合を除く。）

(2) 第1項第1号又は第2号に規定する隊員であつて、改善措置が終了した日を含む評価期間の後半に勤務成績の著しい改善がみられる等、次の人事評価における勤務成績の改善が強く期待される特段の事情がある者

4 任免権者は、第1項又は前項の規定により判定会議に諮問した被判定隊員（判定を受ける要改善措置者をいう。以下同じ。）について、要改善措置者の認定解除を行う場合には、別記様式第3により要改善措置者認定解除通知書を当該被判定隊員に交付するものとする。

5 任免権者は、分限処分等を行う場合には、判定会議の議決を尊重しなければならない。

（判定会議の構成及び責務）

第9 判定会議は、次に掲げる要件を満たし、任免権者が指名する公正な判定ができることと認められる隊員（任免権者を除く。以下「判定委員」という。）3人以上で構成するものとする。

(1) 被判定隊員と職務上の監督関係を有したことがないこと

(2) 被判定隊員の三親等内の親族でないこと

(3) 被判定隊員と利害関係がないこと

2 判定会議の議長（以下単に「議長」という。）は、判定委員の互選により選任するものとする。

3 判定委員は、客観的、かつ、公正な判定に努めなければならない。

（調査、弁明の機会の付与、議決方法等）

第10 判定委員は、判定会議の前にあらかじめ、被判定隊員について勤務成績が不良であると認められる事実を調査するものとする。

2 判定会議は、被判定隊員に対し、判定内容その他必要な事項を通知した上で弁明の機会を付与するものとする。ただし、判定会議は、当該被判定隊員から別記様式第4による弁明辞退届の提出を受けた場合又は当該被判定隊員が正当な理由なく判定会議において弁明をしない場合には、当該被判定隊員に対して改めて弁明の機会を付与することなく議決できるものとする。

3 判定会議の議決は、議長を除く判定委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（任免権者に対する通知）

第11 議長は、任免権者に対し、議決その他必要な事項を文書により通知するものとする。

（留保の議決）

第12 判定会議は、被判定隊員の勤務成績が改善する蓋然性が高いと認められる場合にあつては、議長を除く判定委員の過半数により分限処分等の議決を留保する議決をすることができるものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 任免権者は、前項の議決の日から起算して90日を経過した後、速やかに再度判定会議に諮問するものとする。この場合において、当該判定会議は、再度留保する議決をすることはできないものとする。

3 第8から第11までの規定は、前項の判定会議に係る手続等について準用する。この場合において、第10第1項中「勤務成績が不良であると認められる事実」とあるのは、「勤務成績の改善状況」と読み替えるものとする。

(適格性の欠如により降任又は免職の処分を行う場合等)

第13 任免権者は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4から第7までの規定にかかわらず、判定会議に諮問した上で、降任若しくは免職の処分を行い、又はこれらの処分を行わないものとする。この場合において、任免権者は、判定会議の議決を尊重しなければならない。

(1) 心身の故障による3年の休職期間が満了した隊員又は心身の故障による3年未満の休職を繰り返しこれらの休職の期間が満了するとともに通算して3年に達することとなる隊員が、任免権者の指定する医師2人の診断を受けるよう命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく受診しない場合

(2) 隊員が本人の意思によらず水難、火災その他の災害又は自衛隊法第6章に規定する行動以外により所在不明となったことが明白であり、所在不明となった日から1月を経過してもなお所在が不明の場合

(3) 非行、職務上の義務違反その他の行為により隊員としての適格性を欠くものと認められる場合

2 第9から第12までの規定は、前項に規定する隊員の降任又は免職の処分の手続について準用する。この場合において、第10第2項中「、被判定隊員」とあるのは、「、被判定隊員（被判定隊員が所在不明のときは、当該被判定隊員の家族をいう。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

3 任免権者は、第1項の規定により判定会議に諮問した隊員について、降任又は免職の処分を行わないとした場合には、別記様式第5により不処分通知書を当該被判定隊員（被判定隊員が所在不明のときは、当該被判定隊員の家族）に交付するものとする。

(報告)

第14 任免権者は、四半期ごとに、次に掲げる事項を記載した分限処分実施報告書を、当該四半期の翌月の末日までに、防衛大臣（人事教育局長気付）に提出するものとする。

(1) 要改善措置者に認定した隊員数

(2) 要改善措置者の認定を解除した隊員数

(3) 降任又は免職処分した年月日及び該当規定並びに処分された隊員の所属、官職、階級（職務の級）及び氏名

(4) 留保の議決をされた隊員数

(5) 留保の議決をされた隊員のうち処分された隊員数

(経過措置)

第15 任免権者が能力評価又は業績評価の全体評語をもって行う要改善措置者の

認定をしようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価の全体評語となる期間における第4第1項第2号の規定の適用については、同号中「やや不十分」とあるのは「下位又はやや不十分」とする。

2 任免権者が能力評価及び業績評価の全体評語をもって行う要改善措置者の認定をしようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評語が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価及び業績評価の全体評語となる期間における第4第1項第4号の規定の適用については、同号中「やや不十分」とあるのは、「下位又はやや不十分」とする。

3 任免権者が能力評価及び業績評価をもって行う分限処分等の実施をしようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価の全体評語となる期間における第8の規定の適用については、第8第1項第2号中「能力評価の全体評語がやや不十分又は不十分の段階」とあるのは「能力評価の全体評語が下位又は最下位の段階」と、第8第2項第2号中「能力評価の全体評語が不十分の段階」とあるのは「能力評価の全体評語が最下位の段階」とする。

(委任規定)

第16 この通達の実施に関し必要な事項は、各機関等の長（防衛省本省の内部部局にあっては大臣官房長、防衛省本省の施設等機関にあっては当該施設等機関の長、統合幕僚監部並びに統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊にあっては統合幕僚長、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）にあっては陸上幕僚長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）にあっては海上幕僚長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）にあっては航空幕僚長、情報本部にあっては情報本部長、防衛監察本部にあっては防衛監察監及び地方防衛局にあっては地方防衛局長並びに防衛装備庁にあっては防衛装備庁長官をいう。）が定める。

○要改善措置者認定の上申書

(別記様式第1)

発簡番号

発簡年月日

任免権者 殿

実施権者

要改善措置者の認定について（上申）

標記について、下記の者につき、分限処分実施要綱（〇．〇．〇）第4

{ 第2項 } の規定に基づき、必要書類を添えて上申します。
{ 第4項 }

記

所属 職（官職） 階級（職務の級） 氏名

添付書類：1 指導記録

2 勤務成績が不良と認められる資料

○要改善措置者認定通知書

(別記様式第2)

発簡番号

発簡年月日

殿

官職、氏名

要改善措置者認定通知書

- | | | |
|---|------|------------------------------------------------|
| 1 | 被通知者 | 所属 職（官職） 階級（職務の級） 氏名 |
| 2 | 内 容 | 分限処分実施要綱（〇. 〇. 〇）第5の規定に基づき、要改善措置者に認定することを通知する。 |
| 3 | 理 由 | |
| 4 | 改善措置 | 期間 改善措置内容 |
| 5 | 備 考 | |

○要改善措置者認定解除通知書

(別記様式第3)

発簡番号

発簡年月日

殿

官職、氏名

要改善措置者認定解除通知書

- | | | |
|---|------|---------------------------------------------------|
| 1 | 被通知者 | 所属 職（官職） 階級（職務の級） 氏名 |
| 2 | 内 容 | 分限処分実施要綱（○. ○. ○）第7の規定に基づき、要改善措置者の認定を解除することを通知する。 |
| 3 | 備 考 | |

○弁明辞退届

(別記様式第4)

年月日

任免権者 殿

被判定隊員所属 職（官職） 階級（職務の級） 氏名 印

弁明辞退届

私（被判定隊員の所属、職（官職）、階級（職務の級）及び氏名）は、分限処分実施要綱（○. ○. ○）第10第2項の規定に基づき、判定会議における弁明を辞退します。

○不処分通知書

(別記様式第5)

発簡番号

発簡年月日

殿

官職、氏名

不処分通知書

- | | | |
|---|------|------------------------------------------------|
| 1 | 被通知者 | 所属 職（官職） 階級（職務の級） 氏名 |
| 2 | 内 容 | 分限処分実施要綱（○. ○. ○）第13第3項の規定に基づき、処分を行わないことを通知する。 |
| 3 | 備 考 | |